

報道関係者各位

令和5年9月14日

10/7「舞鶴引き揚げの日」関連行事の開催について

平和祈念式典と4年ぶりの食の体験や呈茶、講演会、ミニライブなど盛りだくさんで舞鶴引揚記念館を無料開放

引き揚げやシベリア抑留の史実を次世代に継承し、引き揚げに関わったまちの歴史を通して平和に対する意識の高揚を図ることを目的に制定した「舞鶴引き揚げの日」の取り組みの一環として、10月7日(土)に引揚記念公園及び舞鶴引揚記念館において、平和祈念式典をはじめとする各種行事を下記のとおり開催いたしますので、お知らせいたします。

1. 平和祈念式典

(1) 開催趣旨 戦後78年が経ち、薄れゆく海外引揚事業という史実と、再び繰り返してはならない戦争の悲惨さを後世に語り継ぐとともに、13年間の長きにわたり多くの引揚者を温かく迎えたまちとして、平和への願いを発信する機会として開催する。また、当時を偲ぶ食の体験などと合わせ、舞鶴引揚記念館が収蔵する「ユネスコ世界記憶遺産」登録資料をはじめ世界的に重要な資料を多くの方が見学し関心を高めてもらうよう、当日を一日無料開放する。

(2) 開催日時 令和5年10月7日(土) 午後2時から

(3) 開催場所 引揚記念公園

(4) 主催 舞鶴市

(5) 協力 舞鶴文化協会、舞鶴・引揚語りの会

(6) 内容 【式典】 午後2時～

- ・ 興安丸時鐘点打
- ・ 黙とう
- ・ 式辞
- ・ 献茶(舞鶴文化協会 茶道連盟)
- ・ 献花(舞鶴文化協会 華道連盟)
- ・ 平和へのメッセージ

(来賓、若浦中学校生徒会代表、大浦・朝来小学校児童会代表)

- ・ 合唱 舞鶴子どもコーラス メッセージ(作詞作曲：ユウサミイ)、故郷



▲ 昨年の様子

(7) 関連イベント

シベリア抑留時の食事であったコーリャンがゆや引揚者のお迎えにふるまったふかしいもなど当時を偲び再現。また、引揚者にふるまったお茶や引揚記念公園などで市民が異国で亡くなった人々の慰霊に献茶をされた活動を偲び、呈茶を実施します。

○当時の食の体験（コーリャンがゆ、ふかし芋などのふるまい）13時～
なくなり次第終了

○呈茶 協力：舞鶴茶道連盟 13時30分～15時
先着100名に抹茶のふるまい

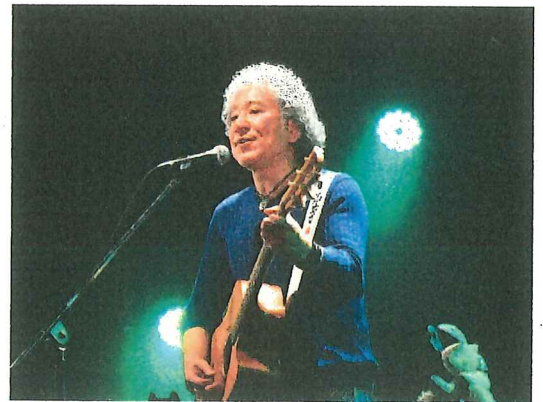
2. 立教大 JICE × 舞鶴引揚記念館 公開講演会(オンライン)

※令和5年8月21日に広報資料を提出済です
別添のチラシもご参照ください

- (1) 時間 15時～17時
- (2) 会場 舞鶴引揚記念館 セミナールーム
- (3) 演題 「極北の収容所ラーゲリより来た遺書を胸に～今を生きる人たちへ伝えたいこと」
- (4) 講師 立教大学名誉教授 山本顕一氏
※映画「ラーゲリより愛をこめて」主人公の山本幡男氏のご子息
- (5) その他 立教大学会場とつないだオンライン配信

3. お話とミニライブ～夜間特別開館

- (1) 時間 18時～19時30分 終了予定
- (2) 会場 舞鶴引揚記念館 セミナールーム
- (3) 出演 ユウサミイ氏
※「音楽劇 君よ生きて」音楽監督



《ユウサミイ氏の紹介》

ミュージシャン。シンガソングライター。20代からオーストラリアに移住し、2007年から日本でのライブ活動も行いながら2013年に日本に帰国。

2014年に舞鶴市も資料提供などで制作に協力したシベリア抑留や引揚港舞鶴を舞台に時空を超え若者の苦難と希望を描いた音楽劇「君よ生きて」の音楽監督を務められたのをきっかけに、2018年の舞鶴市中学校文化祭典の合唱曲にユウサミイ氏の曲「メッセージ」が選ばれるなど舞鶴とも縁が深い。

- 4. その他 当日は、ライブ終了後閉館 ※入館は19時まで

— 参考 —

「舞鶴引き揚げの日」制定について—今年で5年目

引揚関連資料のユネスコ世界記憶遺産登録を契機にまちを挙げた次世代への継承などを趣旨として、市内20団体から市に対して記念日制定の要望をいただいたのがきっかけとなった。

10月7日について

昭和20年10月7日、釜山から乗船者 約2100名を乗せた引き揚げ第一船「雲仙丸」が舞鶴港に入港した日

※最終船は昭和33年9月7日、樺太の真岡から乗船者472名を乗せた「白山丸」。同年11月に、舞鶴引揚援護局も閉局。今年で海外引揚終了65年を迎える。

ロゴについて

全国公募し、最終は市民投票により平成31年3月に決定。

【コンセプト】

舞鶴の「マ」の字をモチーフに波と鶴をイメージしデザイン化。「引揚船」と「語り部の鐘」を入れ印象深く表現。いつまでも忘れないで語り継ぐ願いを込めた。

○舞鶴引き揚げの日条例

平成30年10月5日

舞鶴市は、第二次世界大戦後の昭和20年10月7日に引揚船雲仙丸が入港してから、昭和33年に当時国内で唯一の引揚港となっていた舞鶴港に最後の引揚船が入港するまでの13年間にわたり、海外からの引揚者約66万人と遺骨約1万6千柱を市を挙げて迎え入れた歴史を有する。

市は、昭和63年に設置した舞鶴引揚記念館を中心として、引揚体験者や市民等と共に、引揚げ及びシベリア抑留の史実を継承するとともに、平和の尊さを国内外に発信し続け、平成27年には市が所有する引揚げ関連資料が、世界的に重要な記録物としてユネスコ世界記憶遺産に登録された。

このような歴史に鑑み、舞鶴市は、世界の恒久平和を念願し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、舞鶴引き揚げの日を定めることにより、引揚げ及びシベリア抑留の史実並びに博愛の精神をもって引揚者を迎え入れた舞鶴市の歴史を次世代へ継承するとともに、平和に対する意識の高揚を図ることを目的とする。

(舞鶴引き揚げの日)

第2条 舞鶴引き揚げの日は、10月7日とする。

(市の責務)

第3条 市は、舞鶴引き揚げの日を中心に、市民との協働の下、第1条の目的のために必要な取組を行うものとする。

